

電気通信大学情報理工学域予算委員会規程

平成28年 3月23日

改正

平成30年 3月30日

令和 3年 3月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学情報理工学域教授会規程第9条第2項の規定に基づき、情報理工学域予算委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報理工学域（以下「学域」という。）の予算に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学域における予算編成方針に関すること。
- (2) 学域における予算配分に関すること。
- (3) その他学域における予算に関して必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学域長
 - (2) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第1項第6号に規定する評議員のうちから学域長が指名した者 2人
 - (3) 各類長・課程長
 - (4) 学域教授会規程第2条第1項の構成員で各類・課程から選出された者 各1人
 - (5) 学域教授会規程第2条第1項の構成員で共通教育部から選出された者 2人
- 2 前項の規定にかかわらず、学域長が必要と認めた場合は、学域教授会規程第2条第1項の構成員のうちから若干人を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は1年、及び同条同項第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第2項の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第2号の委員のうちから、学域長が指名する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部財務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 情報理工学部に係る第2条各号に相当する事項の審議については、この規程に基づき、情報理工学域予算委員会が審議するものとする。
- 3 前項の事項を審議する際は、第3条第2項に基づき、必要に応じ、情報理工学部の各学科を担当する第3条第1項第3号の委員に相当する者の出席を求めなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。